

# 生徒会規約

## 第1章 総則

第1条(名称)この会は、北上北中学校生徒会といたします。

第2条(目的)この会は、北上北中学校生徒としての自覚と誇りを持ち、お互いに協力し、民主的な話し合いと実行とにより、私たちの学校内外の生活を向上させることを目的とします。

第3条(目標)この会は、前条の目的を達成するために、次の目標をもって活動を計画し、実践し、明るく住みよい学校をつくります。

1. 自主自立の精神を培うとともに実行する力を養います。
2. 体育面、文化面の活動を活発にするために、各自が責任を果たします。
3. 学校生活を民主化し、積極的に協力し合い、よい校風をつくります。

## 第2章 会員

第4条 この会は、北上北中学校生徒全員が会員となり、職員全員を顧問とし指導と助言をうけます。

## 第3章 組織

第5条 この会は、決議機関として総会、代議員会、執行機関として執行委員会よりなり組織は別表の通りとします。

## 第4章 役員

第6条 この会には次の役員を置きます。会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名

第7条 役員の任務は、次の通りとします。

1. 会長はこの会を代表し、会の運営にあたります。
2. 副会長は、会長を助け、会長事故あるときは、代理をつとめます。
3. 書記は、この会に必要な一切について記録をします。
4. 会計は、会計など一切の事務的な仕事を担当し処理します。

第8条 会長・副会長・書記・会計は、会員の直接選挙で選ばれます。任期は1ヵ年とし、役員に欠員を生じた時は、代議員会において選出し承認されなければなりません。

## 第5章 議決機関

第9条 総会は、この会の最高の決一機関であって4月、11月の2回を定例とし必要に応じて臨時総会を開くことができます。

第10条 総会は会長が招集します。ただし臨時総会は、会長または代議員会が必要と認めたとき、開くことができます。

第11条 総会は次のことを決めます。

1. 規約改正について
2. 役員承認について

3. 予算、決算の承認について
4. 活動計画について
5. その他

第12条 代議員会は、総会につぐ決議機関であって、各学級の委員長、副委員長2名の計3名の代議員をもって構成し、毎月1回開くことを原則とします。ただし必要を認めるときは、臨時会を開くことができます。

代議員会は次のことを決定します。

1. 行事について
2. 予算決算について
3. その他

第13条 総会、代議員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができません。また、議決は出席者の過半数の賛成を得なければなりません。

## 第6章 執行機関

第14条 執行委員会は、会長・副会長・書記・会計・各種専門委員会委員長・部長会長・合唱委員長・校外委員長をもって構成します。

第15条 会長は、前条の各委員会の委員長ならびに副委員長から代議員会の承認を得て任命します。

第16条 執行委員会は次のことをおこないます。

1. 総会や代議員会へ提案する事項について
2. 活動計画と運営について
3. その他

## 第7章 議長

第17条 この会に議長を3名置きます。

第18条 議長は、その任期を半年とし、各学年から1名選出することとします。

第19条 議長は、生徒総会及び代議員会の議事をとります。

## 第8章 会計

第20条 この会の経費は、新年度生徒会総会で会費を決めて運営します。

第21条 この会の予算、決算は、代議員会の審議を経て、総会の承認を得なければなりません。

第22条 この会の会計は、4月1日より始まり翌年の3月31日で終わります。

## 第9章 その他

第23条 この会の各種専門委員会、学年委員会、校外委員会、部長会、合唱委員会、選挙管理委員会の規定は別に定めます。

第24条 この規約を改正する時は、代議員会の3分の2以上の賛成を得て総会で議決します。

## 第10章 附 則

- 1 この規約は平成28年10月7日より実施します。
- 2 令和7年4月23日 一部改正